吉川市介護予防・日常生活支援総合事業について

日時：2016/11/14､17　18:00～

場所：吉川市中央公民館101・102

内容

[１　制度改正の趣旨・概要 4](#_Toc466805156)

[２　総合事業の対象者及び利用手続き 4](#_Toc466805157)

[３　サービス内容 6](#_Toc466805158)

[制度移行後の介護予防・日常生活支援総合事業の構成 7](#_Toc466805159)

[吉川市における平成２９年４月から要支援者等に対するサービス概要 8](#_Toc466805160)

[（１）現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス 10](#_Toc466805161)

[① サービスの基準 10](#_Toc466805162)

[② 単価 11](#_Toc466805163)

[（２）訪問型生活援助サービス 12](#_Toc466805164)

[（３）訪問型短期集中サービス・通所型短期集中サービス 13](#_Toc466805165)

[４　指定の手続き 13](#_Toc466805166)

[（１）総合事業の指定事業者の手続き一覧 14](#_Toc466805167)

[（２）請求方法 14](#_Toc466805168)

[５　介護予防ケアマネジメント 15](#_Toc466805169)

[（１）ケアマネジメント費（ケアマネジメントＡ）の報酬 15](#_Toc466805170)

[（２）介護予防ケアマネジメントの実施主体 16](#_Toc466805171)

[（３）介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＡ）の流れについて 16](#_Toc466805172)

[（４）介護予防ケアマネジメントの委託料の支払い 17](#_Toc466805173)

[６　給付管理について 17](#_Toc466805174)

[７　認定有効期間とサービス移行のタイミング 18](#_Toc466805175)

[８　平成２９年４月以降に更新を迎える利用者への周知について 18](#_Toc466805176)

[９　事前質問に対する回答 19](#_Toc466805177)

[Ｑ１　総合事業に切り替わる時期は、いつになりますか。 19](#_Toc466805178)

[Ｑ２　利用者には、いつ、どのような形で説明がありますか。 19](#_Toc466805179)

[Ｑ３　利用できるサービスは、市内の事業所のみになりますか。 19](#_Toc466805180)

[Ｑ４　料金や時間の変更がありますか。 19](#_Toc466805181)

[Ｑ５　訪問介護の内容も変わりますか。身体介護が無くなるとか、買い物と調理は一緒にできないなど他の自治体であると聞いています。 19](#_Toc466805182)

[１０　吉川市介護予防・日常生活支援総合についてのＱ＆Ａ（H28.11.14作成） 20](#_Toc466805183)

[（１）対象者と利用手続き 20](#_Toc466805184)

[Ｑ１　予防給付と総合事業を利用する場合は、介護予防サービス計画によりサービスの提供を行うが、訪問介護・通所介護は総合事業のサービスコードを使う理解でよいか。 20](#_Toc466805185)

[Ｑ２　事業対象者は「総合事業の対象者」という意味か。 20](#_Toc466805186)

[（２）事業者の指定 20](#_Toc466805187)

[Ｑ１　みなし指定の時点（平成２７年４月１日）では他の市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないとう認識で良いか。また、その場合、今後、市町村の利用者を受け入れることになった場合、他の市町村の指定の申請を行わなければならないのか。 20](#_Toc466805188)

[Ｑ２　【市外事業者向け】吉川市以外に所在する事業所で、吉川市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続きとなるのか。 20](#_Toc466805189)

[Ｑ３　みなし指定の指定有効期間が平成３０年３月３１日までということだが、それ以降はどのような手続きとなるのか。 21](#_Toc466805190)

[（３）サービスの基準 21](#_Toc466805191)

[Ｑ１　同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。 21](#_Toc466805192)

[（４）単価 21](#_Toc466805193)

[Ｑ１　吉川市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、吉川市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されるのか。 21](#_Toc466805194)

[Ｑ２　他市町村に住民登録をしている利用者がいる。サービスコードは何を使用するのか。 21](#_Toc466805195)

[（５）吉川市訪問介護相当サービス 22](#_Toc466805196)

[Ｑ１　総合事業に移行した方で、訪問介護と訪問看護など予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付という整理か。 22](#_Toc466805197)

[Ｑ２　従前より介護予防訪問介護を利用していた方が、認定更新等により吉川市訪問介護相当サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。 22](#_Toc466805198)

[Ｑ３　訪問型サービスⅣ～Ⅵ（１回あたりの単位）、短時間サービス（２０分未満の身体介護等）は、単独でも使えるのか（２週間に１回程度サービスを必要とする方など） 22](#_Toc466805199)

[Ｑ４　訪問型サービスⅣ（１回あたりの単位）は、「１月につき４回まで」とあるが、週１回程度のケアプランで、同じ曜日が５回ある月はどうするのか。 22](#_Toc466805200)

[Ｑ５　訪問型短時間サービス（２０分未満の身体介護等）は、どのようなものを想定しているのか。 23](#_Toc466805201)

[（６）定款 23](#_Toc466805202)

[Ｑ１　事業の目的として定款へ位置付ける際には、事業名としてどのように記載するのが適切か。 23](#_Toc466805203)

[Ｑ２　社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。 23](#_Toc466805204)

[（７）運営規程・契約書等 23](#_Toc466805205)

[Ｑ１　総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要はあるのか。必要な場合は、どのような文言を使用するのか。 23](#_Toc466805206)

# １　制度改正の趣旨・概要

　　平成２６年の介護保険法の改正により、予防給付のうち、「予防訪問介護」、「予防通所介護」が全国一律の給付制度から市町村が地域の実情に基づいてサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。この制度改正の背景には、今後、１０年後で、当市においても後期高齢者人口が急激に増加することが見込まれる一方で、担い手（支える側）となる６５歳未満の人口の減少が見込まれます。

　　このため、吉川市では、介護と生活支援の担い手を、将来に向けて確保するため、住民等の多様な担い手が参画し、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。さらに、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援がある地域づくりを進めるため、平成２９年４月から吉川市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」と言います。）を実施します。円滑な移行を図るため、移行当初は現行相当サービス等を実施し、段階的に多様なサービスを追加していきます。

　　なお、制度移行後の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図については、５ページのとおりとなります。

# ２　総合事業の対象者及び利用手続き

1. 対象者

・平成２９年４月１日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方

・平成２９年４月１日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

|  |
| --- |
| 【ポイント】平成２９年４月１日より以前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の継続利用者（要支援認定者）に対しては、認定の更新等までは、従前の予防給付としてサービスを提供します。平成２９年４月１日以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護及び通所介護を利用する場合は、サービスが予防給付から総合事業に変わることになります（要支援の認定の有効期間は現在、最長１年となりますので、平成２９年４月から１年かけて移行します。）。 |

1. 利用手続き

要支援認定を受けた介護予防ケアマネジメントを受ける流れに加えて、基本チェックリストを使って「事業対象者」を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れができます。

参考　総合事業実施後（平成２９年４月１日～）の利用手続き

|  |
| --- |
| 介護予防ケアマネジメント介護予防サービス計画予防給付のみ○一般介護予防事業○介護予防・生活支援サービス・訪問介護相当サービス・訪問生活援助サービス・通所介護相当　サービス・訪問型サービスＣ・通所型サービスＣ○介護予防サービス・介護予防訪問介護・介護予防通所介護○介護予防サービス○地域密着型介護予防サービス変更なし総合事業○その他・住民主体の介護予防教室、サロン非該当要介護認定要介護認定申請医師の意見書認定調査一般高齢者事業対象者総合事業のみ基本チェックリスト地域包括支援センター・いきいき推進課利用者予防給付総合事業要介護１～５H29.４.１以降更新を行った要支援１・２H29.4.1以降更新を迎えていない要支援１・２ |

|  |
| --- |
| 【ポイント】（以下の①～⑤は、ページ３の図中の①～⑤に対応しています。）* 「平成２９年４月１日以降更新を迎えない要支援１・２」の場合
1. 総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護・介護予防通所介護が引き続き行われますので手続等に変更はありません。
* 「平成２９年４月１日以降更新を迎える要支援者」の場合
1. 予防給付のみ必要な場合⇒介護予防サービス計画
2. 予防給付と総合事業が必要な場合⇒介護予防サービス計画
3. 総合事業のみ必要な場合⇒介護予防ケアマネジメント
* 「事業対象者」の場合
1. 事業対象者が総合事業を必要な場合⇒介護予防ケアマネジメント
 |

# ３　サービス内容

　　平成２９年４月から総合事業に移行します。移行当初は、次のサービス提供を開始し、段階的に多様なサービスを追加していきます。

なお、６５歳以上の方が第１号被保険者の全ての方等が対象になる一般介護予防事業については、現在の介護予防事業を一部継続するなどして実施します。

《平成２９年４月から提供するサービス内容》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 訪問型サービス | 通所型サービス |
| 予防給付 | 予防訪問介護 | 予防通所介護 |
| 総合事業 | 現行相当 | 訪問介護相当サービス | 通所介護相当サービス |
| 多様なサービス | 生活援助サービス | 今後、追加する。 |
|  | 訪問型短期集中予防サービス | 通所型短期集中予防サービス |

## 制度移行後の介護予防・日常生活支援総合事業の構成

´※　　　　　・・・平成２９年４月から本市で実施予定のサービス


## 吉川市における平成２９年４月から要支援者等に対するサービス概要

《訪問サービス》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防給付 | 総合事業 |
|  | 予防訪問介護 | 吉川市訪問介護相当サービス | 吉川市訪問型生活援助サービス | 吉川市訪問型短期集中予防サービス（短期集中サービス） |
| 実施時期 | 認定更新等まで | 平成２９年４月以降の認定更新等から |
| ケアマネジメント | 介護予防サービス計画 | 介護予防ケアマネジメントＡ |
| サービス内容 | 訪問介護員による身体介護、生活援助 | 生活援助 | 理学療法士による機能訓練（３か月短期集中） |
| サービス提供者 | 介護予防訪問介護の指定事業者 | 吉川市訪問介護相当サービスの指定事業者（８ページ参照） | 吉川市訪問型生活援助サービスの指定事業者 | 理学療法士 |
| サービスの基準 | 現行 | 現行と同様 | 検討中 | 委託 |
| 単価 | 現行 | 現行と同様 | 検討中 |
| サービスコード | 現行 | 新たなコード | 新たなコード |
| 給付制限 | あり | 未定 | 未定 | － |
| 利用者負担 | 介護給付の利用者負担割合と同じ | 未定 |
| 限度額管理の有無・方法 | 限度額管理の対象・国保連で管理 | なし |
| 事業者への支払いの方法 | 国保連経由で審査・支払 | 市の直接支払 |

※サービスコードは別添のとおりとなります。

《通所サービス》

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予防給付 | 総合事業 |
|  | 予防通所介護 | 吉川市通所介護相当サービス | 吉川市通所型短期集中予防サービス（短期集中サービス） |
| 実施時期 | 認定更新等まで | 平成２９年４月以降の認定更新等から |
| ケアマネジメント | 介護予防サービス計画 | 介護予防ケアマネジメントＡ |
| サービス内容 | 通所介護事業者の従事者によるサービス | 通所介護事業者の従事者による機能訓練（３か月短期集中） |
| サービス提供者 | 介護予防通所介護の指定事業者 | 吉川市通所介護相当サービスの指定事業者 | 通所介護事業者 |
| サービスの基準 | 現行 | 現行と同様 | 委託 |
| 単価 | 現行 | 現行と同様 |
| サービスコード | 現行 | 新たなコード |
| 給付制限 | あり | 未定 | － |
| 利用者負担 | 介護給付の利用者負担割合と同じ | 未定 |
| 限度額管理の有無・方法 | 限度額管理の対象・国保連で管理 | なし |
| 事業者への支払いの方法 | 国保連経由で審査・支払 | 市の直接支払 |

※サービスコードは別添のとおりとなります。

## （１）現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス

専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、現行の介護予防訪問介護に相当するもの（以下「吉川市訪問介護相当サービス」という。）と、介護予防通所介護に相当するもの（以下「吉川市通所介護相当サービス」という。）を実施します。

### サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。また、同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を見たす必要があります。

ア　吉川市訪問介護相当サービスの基準（現行の訪問介護と同様）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **項目** | **内容** |
|  | 要支援者等と要介護者に一体的に実施する場合の基準緩和策 | 要支援者等と要介護者を合わせた数で訪問介護相当サービス（第１号訪問事業）の基準を満たすこと。 |
| 人員 | 管理者 | 常勤・専従１人以上（兼務可） |
| ・訪問介護員等・資格要件 | ・常勤換算２．５人以上・介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 |
| ・サービス提供責任者・資格要件 | ・常勤の訪問介護員等のうち、利用者４０人に１人以上（一部非常勤職員も可）・介護福祉士、実務研修修了者、３年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 |
| 設備 | ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 |
|  | 要支援者等と要介護者を合わせた数で訪問介護相当サービス（第１号訪問事業）の基準を満たすこと。 |

　イ　吉川市通所介護相当サービス（現行の通所介護と同様）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **項目** | **内容** |
|  | 管理者 | 常勤・専従１人以上（兼務可） |
| 従事者 | 生活相談員 | 専従１人以上、１人以上は常勤　 |
| 看護職員 | 専従１人以上 |
| 介護職員 | ～１５人：専従１人以上　１５人～：利用者１人に専従０．２人以上１人以上は常勤 |
| 機能訓練指導員 | １人以上 |
| 設備 | ・食堂・機能訓練室（３㎡×利用定員以上）・静養室・相談室・事務室・消火設備その他非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品 |

### 単価

基本は算定単位が１月あたりの包括報酬を用います。

また、加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

なお、１単位あたりの単価は吉川市の地域区分単価によるため、吉川市訪問介護相当サービスについては、１０．４２円、吉川市通所介護相当サービスについては、

１０．２７円となります。

|  |
| --- |
| 【ポイント】　請求の流れは、現行の訪問介護、通所介護と同様に国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードが変更となります。平成２９年４月１日以降に認定等により要支援認定を受け、総合事業に移行した方の訪問介護・通所介護についてのみ、総合事業のサービスコードで請求してください。サービスコードにつきましては、決まり次第、お知らせします。移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。 |

　　ア　吉川市訪問介護相当サービスの基本報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 対象 | 回数等 | 算定単位 |
| 訪問型サービスⅠ | 事業対象者要支援１・２ | 週１回程度の訪問が必要とされた方に対する支援 | １月につき1,168単位 |
| 訪問型サービスⅡ | 事業対象者要支援１．２ | 週２回程度の訪問が必要とされた方に対する支援 | １月につき2,335単位 |
| 訪問型サービスⅢ | 事業対象者要支援２ | 週２回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する支援 | １月につき3,704単位 |

　　イ　吉川市訪問型生活援助サービスの基本報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 対象 | 回数等 | 算定単位 |
| 訪問型サービスⅠ | 事業対象者要支援１・２ | 週１回程度の訪問が必要とされた方に対する支援 | 検討中 |
| 訪問型サービスⅡ | 事業対象者要支援１．２ | 週２回程度の訪問が必要とされた方に対する支援 |
| 訪問型サービスⅢ | 事業対象者要支援２ | 週２回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する支援 |

　　ウ　吉川市通所介護相当サービスの基本報酬

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス内容 | 対象 | 回数等 | 算定単位 |
| 通所型サービスⅠ | 事業対象者要支援１ | 週１回程度の通所が必要とされた方に対する支援 | １月につき1,647単位 |
| 通所型サービスⅡ | 事業対象者要支援２ | 週２回程度の通所が必要とされた方に対する支援 | １月につき3,377単位 |

## （２）訪問型生活援助サービス

吉川市訪問型生活援助サービスについては、生活援助型サービス（調理、洗濯、掃除等）を提供する新たなサービスです。基本報酬については、吉川市訪問介護相当サービスの９０％程度（平成２９年度まで。平成３０年度以降は、吉川市訪問介護相当サービスの単価を踏まえ、検討します。）を見込んでおります。（現在検討中です。）

## （３）訪問型短期集中サービス・通所型短期集中サービス

　本サービスは、身体機能等の低下が見られるが、短期間（３〜６か月）に集中的な支援により改善が見込まれる方を対象に理学療法士、通所介護事業者により提供される訪問型又は通所型のサービスです。

# ４　指定の手続き

総合事業に移行した後は、事業所によって指定申請の窓口や提出書類に違いが生じます。

ア　平成２６年度までに介護予防（訪問・通所）の指定を受けていた事業者

→　平成２７年４月１日から総合事業（現行相当）の指定を受けたものとみなされます。指定の有効期間は、平成３０年３月３１日までです。

　⇒　総合事業移行時点の申請は不要です。有効期間満了後に「吉川市訪問介護相当サービス」の指定申請を「いきいき推進課」に提出が必要です。

　　イ　平成２７年４月１日以降に介護予防（訪問・通所）の指定を受ける事業者

　　　→　平成２７年４月１日以降に指定された事業者については、みなし指定の対象とはなりません。介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービスを提供する場合は、新たに指定の手続きが必要となります。

　　　　⇒　「吉川市訪問介護相当サービス」の指定申請を「いきいき推進課」に提出が必要です。

## （１）総合事業の指定事業者の手続き一覧

平成２９年４月以降の事務手続きについては、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手続き | 日程 | 必要書類・備考 | 提出先 |
| 指定申請 | 指定日の２か月前の月20日（締切日が閉庁日の場合は、２０日以降の直近の閉庁日） | ・指定申請書及び添付書類・審査後、指定日の約１週間前に指定通知書を送付します。 | いきいき推進課 |
| 変更 | 変更後１０日以内 | ・変更届出書※変更届出受理通知はしません。 |
| 廃止 | 廃止日の１か月前 | ・廃止届出書・指定通知の原本 |
| 休止 | 休止日の１か月前 | ・休止届出書 |
| 再開 | 事業再開後１０日以内 | ・再開届出書・従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類等 |
| 指定更新 | 有効期間満了月の１か月前の月の末日 | ・概ね有効期間満了日の３か月前頃に指定更新手続案内の通知を郵送しますので、案内通知に従ってください。 |

## （２）請求方法

　　　総合事業へ移行後も、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定が設けられています（法第１１５条の４５の３）。

吉川市訪問介護相当サービス、吉川市生活援助サービス及び吉川市通所介護相当サービスについては、引き続き、国保連合会に請求してください。

# ５　介護予防ケアマネジメント

　　利用するサービスにより、それぞれの介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメントに区別されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 対象者 | 利用サービス |
| 介護予防サービス計画 | 要支援１・２ | 1. 予防給付の利用
2. 予防給付＋総合事業サービス
 |
| 介護予防ケアマネジメント | 1. 要支援者１・２※
2. 事業者対象者
 | 総合事業サービスのみ |

　※この要支援者は平成２９年３月以降に、新規認定者もしくは更新申請を受けた者です。

　国が示す基準では、３種類の介護予防ケアマネジメントが示されています。

1. ケアマネジメントＡ（原則的な介護予防マネジメント）

訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）、訪問型生活援助サービス、訪問型短期集中サービス、通所型短期集中サービスを利用する場合に実施します。

1. ケアマネジメントＢ（サービス担当者会議やモニタリング等を簡略化した介護予防ケアマネジメント）
2. ケアマネジメントＣ（初回のみの介護予防ケアマネジメント）

一般介護予防事業等を利用する場合等に実施します。

**吉川市では、平成２９年４月移行当初は、ケマネジメントＡのみを実施します。**

## （１）ケアマネジメント費（ケアマネジメントＡ）の報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 単価 | ４３０単位 |
| 加算 | 初回加算　＋３００単位介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　＋３００単位 |
| 考え方 | 現行の介護予防支援費と同様の業務を行うことから、同額の単位設定とする。 |
| 委託費 | 地域包括支援センター：委託先事業所　　１：９ |

　　※介護予防ケアマネジメントＡの報酬における算定方法や基準については、介護予防支援費に準じます。１単位あたりの単価は１０．４２円となります。

## （２）介護予防ケアマネジメントの実施主体

　　　利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施します。

　　　なお、従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できます。委託できるのは、ケアマネジメントＡ（原則的な介護予防ケアマネジメント）を行うケースで、以下のいずれかに該当する場合です。

　　　○要支援者

　　　○新規の事業対象者の場合（これまで介護認定申請をしたことがない方）は、地域包括支援センターで初回の介護予防ケアマネジメントを実施し、１クール（概ね３か月）終了後のケアプランの継続、変更の時点以後であること。

　　　○要支援の認定有効期間の終了後に更新申請せずチェックリストで事業対象者となった場合

## （３）介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントＡ）の流れについて

|  |
| --- |
| ①アセスメント（課題分析） |
| ②ケアプラン原案作成 |
| ③サービス担当者会議 |
| ④計画原案の説明と同意 |
| ⑤ケアプランの確定と交付 |
| ⑥サービス利用開始 |
| ⑦サービス提供記録作成・報告 |
| ⑧モニタリング（給付管理） |

## （４）介護予防ケアマネジメントの委託料の支払い

　　吉川市におけるケアプラン作成料の支払い

|  |  |
| --- | --- |
| 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント | 　居宅　　　・マネジメント実施　　　・報告　　　　　　　　　　　　　居宅　９割　包括　　　　　　　国保連　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　包括　１割 |

# ６　給付管理について

　　総合事業（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス／訪問型生活援助サービスのみ）について、予防給付サービスと一体的に給付管理を行います。そのため、事業対象者についても、下記の表のとおり区分支給限度額を設定します。

【区分支給限度額（利用限度額）】

　基本チェックリストからの事業対象者については、予防給付の要支援１と同じ利用限度額を予定しております。現行相当サービスにおいて、サービスの組み合わせにより、要支援２相当のサービス量が必要となる（５，００３単位を超える）場合は、要介護（要支援）認定の手続きを行い、要支援認定２の認定を受ける必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援２ | 要支援１ | 事業対象者 |
| １０，４７３単位 | ５，００３単位 | ５，００３単位 |

# ７　認定有効期間とサービス移行のタイミング

　　要支援の方で、平成２９年４月１日以降に更新を迎えるまでは、要支援の認定を受けた方は、認定の有効期間の間は、現行の予防給付でサービス利用となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| H２８ | H２９ | H３０ |
| 予防給付 | 要支援認定期間 | 総合事業 |
|  | H２９．４ | H３０．４ |

# ８　平成２９年４月以降に更新を迎える利用者への周知について

現在、要支援１・２の認定を持ち、その有効期間が平成２９年３月３１日で終了になる方に対し、介護認定更新の通知にあわせチラシを配布する予定です。

# ９　事前質問に対する回答

## 　Ｑ１　総合事業に切り替わる時期は、いつになりますか。

　Ａ１　総合事業への移行は、平成２９年４月１日からとなります。

## 　Ｑ２　利用者には、いつ、どのような形で説明がありますか。

　Ａ２　要支援１・２の方に対しては、介護保険証の更新時期にあわせ、随時、チラシ等により周知します。この他、広報やホームページにより周知します。

　　　　なお、広報よしかわ１１月号で総合事業について１回目のお知らせを掲載しました。今後は、内容の決定次第、随時、ホームによる周知や広報よしかわにより周知します。広報よしかわについては、１月号、３月号での周知を予定しています。

## Ｑ３　利用できるサービスは、市内の事業所のみになりますか。

Ａ３　市外の事業所からのサービス提供については、現在、未定となります。ただし、平成２９年４月以前から現行の予防給付サービスを市外の事業所から提供される利用者がいる場合につきましては、対象に含める方向で考えております。

## Ｑ４　料金や時間の変更がありますか。

Ａ４　平成２７年３月３１日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者から提供されるサービスは、料金、時間の変更はありません。今後、追加を予定する多様な主体により提供されるサービスの料金や時間については、その内容に応じたものとしていきます。

## Ｑ５　訪問介護の内容も変わりますか。身体介護が無くなるとか、買い物と調理は一緒にできないなど他の自治体であると聞いています。

Ａ５　平成２９年４月１日から始まる総合事業においても、身体介護を伴う従来どおりの訪問介護は、提供していきます。将来的には、ＮＰＯやボランティアなど多様な主体によるサービスの提供を追加していくことを考えています。

# １０　吉川市介護予防・日常生活支援総合についてのＱ＆Ａ（H28.11.14作成）

## （１）対象者と利用手続き

### Ｑ１　予防給付と総合事業を利用する場合は、介護予防サービス計画によりサービスの提供を行うが、訪問介護・通所介護は総合事業のサービスコードを使う理解でよいか。

Ａ１　貴意見のとおりとなります。認定有効期間の開始年月日が平成２９年４月１日以降の要支援者については、訪問介護・通所介護を総合事業として提供しますので、吉川市のサービスコードを使用します。

### Ｑ２　事業対象者は「総合事業の対象者」という意味か。

Ａ２　事業対象者の「事業」は総合事業の中の「サービス事業（第１号訪問事業及び第１号通所事業）」を指します。サービス事業の対象者としては、事業対象者のほかに、認定有効期間の開始年月日が平成２８年１月以降の要支援者が含まれますので、ご注意ください。基本チェックリストを実施して基準に該当し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市役所に提出した場合に、事業対象者の被保険者証が発行されます。

## （２）事業者の指定

### Ｑ１　みなし指定の時点（平成２７年４月１日）では他の市町村の利用者がいなかった場合、他市町村の指定は受けていないとう認識で良いか。また、その場合、今後、市町村の利用者を受け入れることになった場合、他の市町村の指定の申請を行わなければならないのか。

Ａ１　利用者の有無にかかわらず、平成３０年３月３１日までは、みなし指定の効力は全国の市町村に効力が及びます。ただし、平成３０年４月１日以降は、他の市町村の利用者を受け入れる場合は、当該市町村の指定手続きが必要となります。

## Ｑ２　【市外事業者向け】吉川市以外に所在する事業所で、吉川市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続きとなるのか。

Ａ２　みなし指定の事業所については、（２）Ｑ１の回答のとおりです。

## Ｑ３　みなし指定の指定有効期間が平成３０年３月３１日までということだが、それ以降はどのような手続きとなるのか。

Ａ３　みなし指定を受けた事業所について、平成３０年４月１日以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定更新を受ける必要があります（申請手続きについては平成29年度中にご案内します）。

　　　吉川市以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該他市町村の指定更新手続きが必要です。

## （３）サービスの基準

### Ｑ１　同一事業所内に保険者が異なる他市町村の利用者がいる場合、人員・設備・運営の基準はどのように考えるのか。また、指導監査はどこが所管するのか。

Ａ１　それぞれの保険者の規定する基準を満たしていただく必要があります。総合事業の移行時期、基準その他の内容、申請、届出の必要の有無など当該市町村のホームページや当該利用者を担当する地域包括支援センター等を通じて、情報収集する必要があります。

　　　また、指導監査については、それぞれの指定を行った市町村が行います。

## （４）単価

### Ｑ１　吉川市に住民登録をしている利用者が他市町村に所在する事業所のサービスを使う場合は、吉川市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されるのか。

Ａ１　サービスコードＡ１（訪問のみなし指定事業所）については、事業所所在地における地域区分の単価が適用されます（介護予防訪問介護と同じ考え方）。これに対して、Ａ２（平成２９年４月１日以降の訪問の指定業者）・Ａ５（通所型サービス（みなし））・Ａ６（通所型サービス（現行相当））については、利用者の住民登録地である吉川市の地域区分単価が適用となります。

## Ｑ２　他市町村に住民登録をしている利用者がいる。サービスコードは何を使用するのか。

Ａ２　他市町村に住民登録している利用者にサービスを提供する場合は、当該市町村のサービスコードを使用してください。

## （５）吉川市訪問介護相当サービス

## Ｑ１　総合事業に移行した方で、訪問介護と訪問看護など予防給付を併せて利用する場合、訪問介護は予防給付という整理か。

Ａ１　認定有効期間の開始年月日が平成２９年４月１日以降の要支援者等の訪問介護は、予防給付の利用の有無にかかわらず、総合事業のサービスとして提供します。

なお、総合事業と予防給付を併せて利用する場合に異なるのは、ケアマネジメントの類型（介護予防サービス計画か、介護予防ケアマネジメントか）のことです。

### Ｑ２　従前より介護予防訪問介護を利用していた方が、認定更新等により吉川市訪問介護相当サービスの対象者となった。サービス提供が継続される場合、新たに初回加算を算定することは可能か。

Ａ２　吉川市訪問介護相当サービスについて初回加算を算定できるのは次の場合です。

1. 利用者が過去２か月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
2. 要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

予防給付から総合事業に移行した場合は、同一事業所からサービス提供が継続されると考え、初回加算を算定できません。

### Ｑ３　訪問型サービスⅣ～Ⅵ（１回あたりの単位）、短時間サービス（２０分未満の身体介護等）は、単独でも使えるのか（２週間に１回程度サービスを必要とする方など）

Ａ３　１回あたりの単位は、訪問型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）と組み合わせないで（単独）で用いることはできません。

　　　組み合わせる場合でも、月の合計単位が「吉川市訪問介護相当サービスの包括単位」以下となるようにする必要があります。

### Ｑ４　訪問型サービスⅣ（１回あたりの単位）は、「１月につき４回まで」とあるが、週１回程度のケアプランで、同じ曜日が５回ある月はどうするのか。

Ａ４　１月につき４回までの範囲でのみ算定可能です。

### Ｑ５　訪問型短時間サービス（２０分未満の身体介護等）は、どのようなものを想定しているのか。

Ａ５　排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介護を想定しています。訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できません。

## （６）定款

### Ｑ１　事業の目的として定款へ位置付ける際には、事業名としてどのように記載するのが適切か。

Ａ１　介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。

　　【例】「介護保険法に基づく第１号事業」

　　　※定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁にその定款変更についてご相談ください（株式会社や有限会社等の営利法人の場合は、所轄官庁はありません）。

### Ｑ２　社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。

Ａ２　老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第１号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第１号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更の必要はありません。

## （７）運営規程・契約書等

### Ｑ１　総合事業になり、運営規程や契約書を変更する必要はあるのか。必要な場合は、どのような文言を使用するのか。

Ａ１　運営規程や契約書については、提供するサービスが変わるため、変更の必要があると考えます。事業名称については具体的な事業の内容がわかる名称を使用することが適切と考えます。

　　【例】「第１号訪問事業（吉川市訪問介護相当サービス）」

　　　　 「第１号通所事業（吉川市通所介護相当サービス）」